

令和5年度当初予算編成方針

1 国の動向

国は「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、現下の経済財政状況について、「我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による強い下押し圧力を受けながらも、持ち直しの動きを続けてきた」とし、その中で生じた本年2月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻によって、世界経済の不確実性が大きく増す中、資源価格や物価の高騰に係る懸念に対する緊急対策を講じるとともに、「新しい資本主義に向けたグランドデザインと実行計画をジャンプスタートさせるための総合的な方策を早急に具体化し、実行に移す。」としている。

そして、「これにより、中長期的な課題に対応しつつ、コロナ禍で失われた経済活動のダイナミズムを取り戻し、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長と成長の果実が隅々まで行き渡る『成長と分配の好循環』を早期に実現する。」としている。

こうした基本方針を踏まえ、昨今の急激な円安など我が国を取り巻く最新の経済状況と、それに伴う国の政策について、今後の動向に注視する必要がある。

2 令和3年度の決算状況と今後の財政見通し

(1) 令和3年度の決算状況

令和3年度一般会計決算は、依然として続く感染症への対応のために、歳入歳出ともに過去2番目の規模となった。まず、歳出では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費いずれもが前年度から増加したほか、投資的経費についても、前年度から増となっている。一方、歳入では、根幹となる町税において、法人町民税が増となり、固定資産税についても大手企業の設備投資の影響によって大幅に増加したことから、町税全体では前年度比13.9%の大幅増となっているが、人口が増加する中であって、個人町民税については、前年度から減となっている。

また、普通交付税についても、原資となる国税収入の増加に加えて、本町では算出の基礎となる国勢調査人口が増となったことから前年度比35.8%の大幅増となって一般財源が前年度から大きく増加しており、実質単年度収支は5年連続の黒字を確保した。

基金については、令和3年度も財政調整基金に積み増しを行い、不測の事態に備えるとともに、減債基金にも積み増しし、今後の大型事業の実施に伴う公債費負担の増に備えているところである。

財政指標の状況として、経常収支比率は、前年度の96.6%から85.5%と大幅に改善し、財政構造の硬直化が大きく緩和された。財政健全化法における財政指標については、平成30年度からの都市計画税の導入によって近年、大幅に改善しているところであり、令和3年度については、将来負担比率は、計算上はマイナスとなったため算出されず、実質公債費比率についても、前年度からの微増にとどまっている。その他の指標も含め、すべて健全な範囲内にあることから、令和3年度の決算数値においては、健全な財政運営を維持している状況にある。

しかしながら、地方債の状況として、人口一人当たりの地方債残高は、府内市町村や類似団体との比較では少ない水準にあるものの、令和3年度末時点の地方債残高は、前年度

からさらに増加し、約 67 億 1 千万円となっている。その内訳としては、約 55%を臨時財政対策債が占めており、そのほかの建設地方債についても後年度に交付税措置のある有利な地方債の活用を図っているところであるが、現在進行形の公約事業等の実施に際してはさらなる新規発行は避けられない状況である。

(2) 今後の財政見通し

令和 5 年度以降の財政見通しについて、歳入面では、近年の町内大手企業の設備投資の影響が縮小するとともに、感染症の影響や不安定化する世界情勢、急激な円安による町内企業の業績の悪化、個人所得の減少が懸念されるなど、見通しを立てにくい状況に置かれている。また、団塊の世代が順次後期高齢者となり、2025 年問題は眼前の課題として現れ、かつ、その後には、2040 年問題が確実に控えるなど、超高齢・人口減少社会の本格的な到来を迎え、一般財源の増加を見込むことは難しい状況にある。

歳出面では、会計年度任用職員制度の導入や職員の年齢構成に伴う人件費の増加、一般財源化された幼児教育・保育無償化制度の影響等によって経常経費が大幅に増加している中で、引き続き、少子高齢化に伴う経常的な社会保障関係経費の増加が見込まれることに加え、感染症対策についても引き続き切れ目のない対応が求められるところである。

また、厳しい財政状況の中で先送りされてきた都市基盤整備に、近年積極的に取り組んでおり、公債費が増加傾向にある中で、令和 5 年度からは中学校給食が開始し、施設整備に伴う公債費及び維持管理経費、調理等の運営経費の負担が見込まれる。さらには、公民館の再整備や学校をはじめとしたインフラを含む公共施設の老朽化対策も着実に推進していく必要があり、それら公共施設等全体の更新費用の見通しについては、今後 40 年間で総額約 369.9 億円、1 年あたりの平均額では約 9.2 億円と試算している。

したがって、令和 3 年度の決算や財政指標の状況に限ると、本町の財政状況は良好と言えるものの、今後の財政見通しを鑑みると、とりわけ中長期的には決して楽観視できる状況にはなく、むしろ、多額の財源不足が見込まれ、持続可能性が危ぶまれる厳しい状況にあると言わざるを得ない。そうした中で、持続的に諸課題に対応していくためには、今までも増して事業の優先順位を慎重に見極めつつ、一般財源所要額、とりわけ経常経費のさらなる圧縮が必須であることから、改めて既存の事務事業をゼロベースから見直し、思い切った歳出の合理化・効率化に取り組むとともに、あらゆる財源の確保に努めていく必要がある。

3 令和 5 年度当初予算編成の基本方針

(1) 「大山崎町まちづくりビジョン 2025」の着実な推進

令和 5 年度予算編成にあたっては、「総合計画・後期基本計画」の方向性を踏まえ、十分な成果をあげることができるよう必要な予算を措置することとするが、予算編成過程の中で、その進捗を確認し、必要な調整を行うものとする。なお、後期基本計画ではとりわけ「小さな行政の推進」を強調していることに、特に留意すること。

(2) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組み

総合計画・後期基本計画と同様に、第 2 期総合戦略の方向性を踏まえ、十分な成果をあげることができるよう必要な予算を措置することとするが、予算編成過程の中で、その進捗を確認し、必要な調整を行うものとする。なお、第 2 期総合戦略においても、民間主導

による地域の活性化と小さな行政への転換を目的達成の手段として明確に位置付けていることに留意すること。

(3) 令和5年度の重点施策

後日通知する。

(4) すべての事務事業の見直し

限られた財源を有効に活用するため、既存事業については安易に継続実施することなく、すべての事業を改めてゼロベースから詳細に点検し、社会経済環境の変化等により、所期の目的を達成したもの、必要性の薄れているものや、効果が明らかではないものなどは、整理統合や廃止を含めた再編・再構築を行うとともに、新規の予算要求（取扱いについては、別途通知する）についてはスクラップアンドビルドを基本とすること。また、継続事業についても、更なる改善につながるよう事業内容や実施手法（実施主体、対象、単価、回数等）の見直しを進めるとともに、徹底したムリ・ムラ・ムダの排除や不用残の検証を行うこと。

(5) 予算要求にあたっては、住民の声に耳を傾け、十分留意・検討すること。

4 予算編成にあたっての留意事項

(1) 要求基準の設定

「3 令和5年度当初予算編成の基本方針」で示した各施策・事業の実施に要する財源を確保するため、別に示す「予算編成要領」のとおり要求基準を設定する。

同基準を踏まえ予算要求を行うこと。

(2) 国・府の動向の的確な把握と対応

国・府における感染症や昨今の物価上昇への対応、デジタル化、グリーン化施策をはじめ、人口減少・地方創生に関する取り組み、国土強靱化、防災・減災対策の推進等の動向、新たな施策・経済対策など、積極的な情報収集に努め、迅速かつ的確な対応を行うこと。

また、国・府における施策の見直し、行財政改革などにより、財源変更があった場合には、一般財源による補てんは原則として行わないため、事業の廃止も含めて見直しを行うこと。

(3) 歳入の確保

国、府等の補助金や交付税措置のある地方債など、より有利な財源を活用するとともに、常に多角的な検討を行い、住民負担の公平性の観点からの受益者負担の見直しや、協賛金、広告収入、寄附金等、あらゆる財源の確保に最大限取り組むこと。

また、令和4年6月議会において、大山崎町債権の管理に関する条例が可決されたところであるが、債権管理については、公平性の観点からも、督促や滞納処分の実施による収納率の向上など適切な管理による歳入の確保に努めること。

なお、利用者数が減少している施設については、各所属においてその原因を調査・分析し、利用者増や収入増に結びつく方策を検討し、歳入の確保に努めるとともに、施設設置の効果が十分に発揮されるよう留意すること。

5 予算編成要領に基づく編成

細部については、別に示す「予算編成要領」を踏まえ予算編成を行うこと。